

(ご参考)

2008年6月27日

マツダ株式会社

公正取引委員会の勧告に対する措置について

マツダ株式会社(以下、マツダ)は、本日、公正取引委員会から下請事業者に対する代金の支払において、下請代金支払遅延等防止法(以下、下請法)違反があったとして勧告をうけましたので以下の通り、お知らせいたします。

これは、2005年7月から2006年11月の間にマツダがお取引先より購入した自動車部品の単価改訂にともなう新単価適用について、発注前にお取引先と合意のうえ新単価を適用してきたところ、単価引き下げ時における下請事業者に対する発注前の合意手続きが十分でなく、その結果、下請法第4条第1項3号で禁止されている代金減額があったと判断されたものです。

マツダは、発注前の下請事業者との合意に基づき新単価を適用しており、下請法で禁じる代金減額ではないと主張して参りましたが、下請事業者との共存共栄を第一に考え、自主的に、再発防止に向けたあらゆる施策を以下の通り、既に実施しております。

- ・ 公正取引委員会より指摘された減額代金全額を2008年3月に下請事業者へ返還
 - ・ 下請事業者との取引における発注前の合意手続きを改め、下請法上の合意手続きを完全に履行しなければ発注できないように、購買のコンピュータシステムを変更
 - ・ 従業員ならびにお取引先に対する下請法についての説明会を実施
 - ・ 取締役会において、本事案についての対応、今後の再発防止策等についての必要な決議
- マツダは、引き続き下請事業者との関係強化に努めてまいります。

なお、マツダは2006年12月納入分以降、公正取引委員会から指摘をうけたような合意手続きは一切おこなっておりません。

マツダはかねてよりコンプライアンスを最重要と認識しており、是正すべきものは自ら是正し、対応すべきものは迅速に対応してまいりました。今後ともあらゆる領域でのコンプライアンス強化に努めてまいります。

以上